政令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十四号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項及び第四項並びに第六条第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二　別表第一の表一及び表二の第一の二から四まで並びに別表第二の表一及び表二の第一の二に掲げる種並びにアキリウス・キスィイ（ヤシャゲンゴロウ）、キュビステル・リムバトゥス（フチトリゲンゴロウ）、デュティスクス・サルピ（シャープゲンゴロウモドキ）、ネオルカヌス・インスリコラ・ドナン（ヨナグニマルバネクワガタ）、ケイロトヌス・ヤンバル（ヤンバルテナガコガネ）、ケラストリナ・オガサワラエンスィス（オガサワラシジミ）、スィジミア・モオレイ（ゴイシツバメシジミ）及びメリタエア・スコトスィア（ヒョウモンモドキ）の卵

別表第一の表二の第一の三を次のように改める。

三　爬虫綱		
（一）　とかげ亜目		
とかげもどき科	ゴニウロサウルス・クロイワエ・クロイワエ（クロイワトカゲモドキ）	
	ゴニウロサウルス・クロイワエ・オリエンタリス（マダラトカゲモドキ）	
	ゴニウロサウルス・クロイワエ・スプレンデンス（オビトカゲモドキ）	
	ゴニウロサウルス・クロイワエ・トヤマイ（イヘヤトカゲモドキ）	
	ゴニウロサウルス・クロイワエ・ヤマスィナエ（クメトカゲモドキ）	
（二）　へび亜目		
なみへび科	オピストトロピス・キクザトイ（キクザトサワヘビ）	

別表第一の表二の第一の四中「さんしょううお目」を「有尾目」に改め、同表の第一の六の（一）のはんみょう科の項を削り、同表の第一の六の（一）のげんごろう科の項中「アキリウス・キスィイ」を「アキリウス・キシイ」に改め、同項の前に次のように加える。

たまむし科	アグリルス・ボニネンスィス（オガサワラナガタマムシ）
	アグリルス・スズキイ（シラフオガサワラナガタマムシ）
	クリュソボトリス・ボニネンスィス・ボニネンスィス（オガサワラムツボシタマムシ父島列島亜種）
	クリュソボトリス・ボニネンスィス・スズキイ（オガサワラムツボシタマムシ母島亜種）
	クロサワイア・ヤノイ（ツヤヒメマルタマムシ）
	タマムスィア・ヴィリダ・ヴィリダ（ツマベニタマムシ父島・母島列島亜種）
おさむし科	キキンデラ・ボニナ（オガサワラハンミョウ）
かみきりむし科	アルロトラエウス・ボニネンスィス（オガサワラトビイロカミキリ）
	クロロフォルス・ボニネンスィス（オガサワラトラカミキリ）
	クロロフォルス・コバヤスィイ（オガサワラキイロトラカミキリ）
	メリオノエダ・トサワイ（オガサワラモモブトコバネカミキリ）
	プセウディフラ・ビコロル・ビコロル（フタモンアメイロカミキリ父島列島亜種）
	クスュロトレクス・オガサワレンスィス（オガサワライカリモントラカミキリ）

別表第一の表二の第一の六の（一）のくわがたむし科の項の次に次のように加える。

はなのみ科	ホスィハナノミア・クスイイ（クスイキボシハナノミ）
	ホスィハナノミア・オクロトラクス（キムネキボシハナノミ）
	ホスィハナノミア・トリコパルピス（オガサワラキボシハナノミ）
	トモクスィア・レリクタ（オガサワラモンハナノミ）

別表第一の表二の第一の六の（三）のしじみちょう科の項中「シジミア・モオレイ」を「スィジミア・モオレイ」に改め、同表の第一の六の次に次のように加える。

七　腹足綱	
柄眼目	
なんばんまいまい科	マンダリナ・アニジマナ（アニジマカタマイマイ）
	マンダリナ・アウレオラ（コガネカタマイマイ）
	マンダリナ・チチジマナ（チチジマカタマイマイ）
	マンダリナ・エクソプタタ（ヒシカタマイマイ）
	マンダリナ・ハハジマナ（ヒメカタマイマイ）
	マンダリナ・ハヤトイ（フタオビカタマイマイ）
	マンダリナ・ヒラセイ（アナカタマイマイ）
	マンダリナ・カグヤ（オトメカタマイマイ）
	マンダリナ・マンダリナ（カタマイマイ）
	マンダリナ・ポリタ（アケボノカタマイマイ）
	マンダリナ・ポンデロサ（ヌノメカタマイマイ）
	マンダリナ・スエノアエ（キノボリカタマイマイ）
	マンダリナ・トミヤマイ（コハクアナカタマイマイ）
	マンダリナ・トリファスキアタ（ミスジカタマイマイ）